

共同発行市場公募地方債売買気配情報に関する用語・定義等

共同債	共同債とは、地方財政法第5条の7に基づき、全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体が共同して発行する債券をいう。
売買気配	売買気配とは、店頭売買の際の参考となる買い気配及び売り気配をいう。
売買気配情報	売買気配情報とは、「平均売買気配」として算出された共同債に関する情報をいう。
個別売買気配	個別売買気配とは、「気配報告会社」各社が提示する共同債の売買気配をいう。 ※当日大引け時点の市場の状況を踏まえた上で、各社が流通実勢として適正と考える利回り（利回りについては、「売り気配」(Ask) および「買い気配」(Bid) として適正と考える単利利回りおよび複利利回り、スプレッドについては長期国債のイールドカーブと複利利回りのスプレッド（以下「国債イールドカーブ対比スプレッド」という。)) をいう。
平均売買気配	平均売買気配とは、「個別売買気配」に基づき算出される平均値をいう。
平均方法	気配報告会社から提示された、売り気配 (Ask 値) 及び買い気配 (Bid 値) の単利利回り、複利利回り、国債イールドカーブ対比スプレッドにおいて、それぞれ未入力値でない数値に「上下除外ルール」を適用し、適用後に残った各数値の平均値を平均売買気配とする。 また、仲値 (Mid 値) については、上記によって算出された売り気配 (Ask 値) 及び買い気配 (Bid 値) の単利利回り、複利利回り、国債イールドカーブ対比スプレッドにおいて、それぞれを合計して2で除した値とする。
国債イールドカーブ対比スプレッド	各気配報告会社によって提示される共同債の報告対象銘柄の債券利回りと、各気配報告会社が計算する国債イールドカーブにおける共同債の残存年数と同時点の利回りとのスプレッド(差)をいう。
提示レートの刻み幅	単利利回り及び複利利回り(%)は、0.001%を刻み幅とする(小数第4位を四捨五入して小数第3位まで表示)。国債イールドカーブ対比スプレッド(bp)は、0.1bp(=0.001%)を刻み幅とする(小数第2位を四捨五入して小数第1位まで表示)。
上下除外ルール	集計にあたり、上下除外の社数は、以下に定める上下除外ルールに基づき、平均売買気配レートの提供社数に応じて決定する。 ① 気配報告会社の社数が5社以下の場合 上下除外0社 ② 気配報告会社の社数が6社以上10社以下の場合 上下除外1社 ③ 気配報告会社の社数が11社以上20社以下の場合 上下除外2社

報告対象銘柄	報告対象銘柄とは、当日までに条件決定された共同債のうち、直近の 6 銘柄をいう。また、共同債の条件決定日に銘柄を差し替える。
気配報告会社	気配報告会社とは、共同発行市場公募地方債の売買気配情報の報告を行うことに同意した、地方債協会が指定する金融機関（個別または総称）をいう。
気配報告会社一覧	気配報告会社は下記の 11 社とする（令和 7 年 8 月 1 日現在）。 みずほ銀行、大和証券、SMB C 日興証券、野村証券、みずほ証券、 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券、BofA 証券、岡三証券、東海東京証券、 しんきん証券、パークレイズ証券（順不同）。
気配報告会社の指定 及び見直し	地方債協会は、下記の項目に基づいて、気配報告会社の指定及びその数について、 毎年度末に見直しを行なうものとする。 ① 共同発行債の引受シェア ② 気配値報告の実績等 ③ 信用力、レピュテーション

公表	地方債協会は、発表当日の午後 5 時 30 分を目処に、地方債協会のホームページを通じて公表する。指定情報ベンダーは、発表当日の午後 6 時を目処に、共同債気配情報を、専用端末等を通じて配信する。なお、情報配信を行う情報ベンダーは以下のとおり。 QUICK、ブルームバーグ L.P.、トムソン・ロイター・マーケッツ、時事通信社 (順不同、令和 7 年 8 月 1 日現在)
公表内容	地方債協会は、以下の内容を配信・公表する。 ① 売り気配<Ask>・買い気配<Bid>の単利利回り平均値(%) ② 売り気配<Ask>・買い気配<Bid>の複利利回り平均値(%) ③ 国債イールドカーブ対比スプレッドの売り気配<Ask>・買い気配<Bid>の平均値(bp) ④ ①②の仲値(%)<Mid>、③の仲値(bp)<Mid>